

議案第21号

鹿児島県公立高等学校等教育改革推進基金条例制定の件

鹿児島県公立高等学校等教育改革推進基金条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県公立高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

第1条 県が国から交付を受ける高等学校等教育改革促進事業費補助金により、県又は市が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、鹿児島県公立高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける高等学校等教育改革促進事業費補助金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 県が行う第1条の事業に要する経費

(2) 市が行う第1条の事業について県が行う補助に要する経費

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和11年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日（同日前に全ての事業の事業費の精算が完了した場合には、その完了した日）限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

県又は市が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てることを目的として、鹿児島県公立高等学校等教育改革推進基金を設置するため、この条例を制定しようとするものである。